

(橋本市行政改革推進計画)

---

---

# 橋本市第2次定員適正化計画 (改訂版)

---

---

(計画年度：平成23年度～平成29年度)

平成27年9月改訂  
橋本市

## ●はじめに

橋本市は合併以来、行財政健全化に向けて、経費の節減等による歳出削減、事務事業の見直しや民間委託の推進等による効率的な行政運営の推進とあわせ、職員数の削減による人件費の抑制に努めてきました。

平成18年度に第1次定員適正化計画（計画年度：平成18年度～22年度）を策定し、続いて平成23年度には第2次定員適正化計画（計画年度：平成23年度～27年度）を策定して、適材適所・少数精鋭を基本とした定員管理の適正化を図ってきたところです。

第2次定員適正化計画の計画期間も終期が近づいてきましたが、この間も行政を取り巻く環境は変化してきています。そこで、これまでの実績を検証するとともに、今後の行政需要の動向等を見極めた上で、計画年度を2年間延伸して平成29年までとし、総人件費の抑制・適正化をより一層進めるため、今回改訂を行ったものです。

## 1. 第1次定員適正化計画の取り組み結果

平成18年度に策定した橋本市定員適正化計画は、目標とする職員数を平成22年4月1日時点で649人、平成23年4月1日時点で636人としました。その後、平成21年3月に計画の見直しを行い、平成22年4月1日時点の職員数を649人から631人に、平成23年4月1日時点の職員数を636人から628人に改正しています。

具体的には「退職者の5割採用」以内を基本として、組織機構の見直し、事務事業の見直し、職員配置の見直し、民間委託の推進などにより、定員の適正化を推進してきました。

その結果、実際の職員数は、平成22年4月1日時点で626人、平成23年4月1日時点で623人となり、いずれも目標数値を達成しました。

### ① 第1次定員適正化計画の数値目標と実績

(職員数：人)

区分	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1
数値目標 (対17年比) (対18年比)	711	695 (▲16)	680 (▲31) (▲15)	676 (▲35) (▲19)	666 (▲45) (▲29)	631 (▲80) (▲64)	628 (▲83) (▲67)
実績 (対17年比) (対18年比)	711	695 (▲16)	675 (▲36) (▲20)	657 (▲54) (▲38)	640 (▲71) (▲55)	626 (▲85) (▲69)	623 (▲88) (▲72)

※病院及び教育長除く。

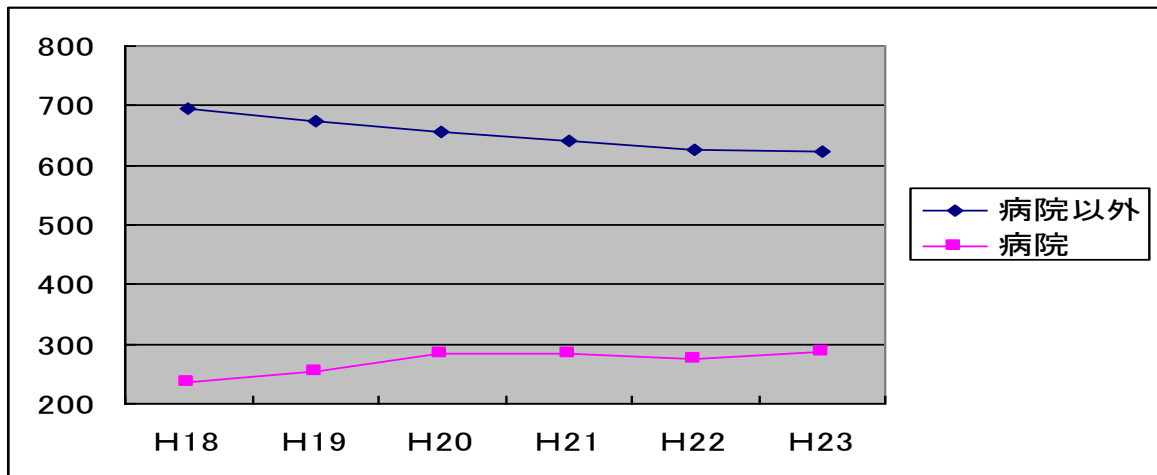
※平成21年3月に計画見直しあり (H22の目標数値：649→631人、H23の目標数値：636→628人)

### ② 部門別職員数の推移 (人)

	H18	対前年 削減	H19	対前年 削減	H20	対前年 削減	H21	対前年 削減	H22	対前年 削減	H23
議会	7	▲1	5	0	5	0	5	0	5	0	5
総務	107	2	101	▲10	91	0	91	▲1	90	▲1	89
税務	30	▲4	32	3	35	0	35	0	35	0	35
労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農水	31	▲1	30	▲1	29	2	31	0	31	▲1	30
商工	10	3	11	1	12	0	12	0	12	0	12
土木	69	▲1	65	▲3	62	▲3	59	0	59	3	62
小計	254	▲10	244	▲10	234	▲1	233	▲1	232	1	233
民生	146	1	147	▲5	142	▲5	137	▲11	126	▲2	124
衛生	71	1	72	0	72	▲8	64	▲7	57	▲6	51
小計	219	2	219	▲5	214	▲13	201	▲18	183	▲8	175
一般行政計	471	▲8	463	▲15	448	▲14	434	▲19	415	▲7	408
教育	96	▲5	91	▲2	89	▲2	87	▲1	86	▲2	84
消防	56	0	56	0	56	▲1	55	4	59	5	64
特別行政計	152	▲5	147	▲2	145	▲3	142	3	145	3	148

病院	236	19	255	28	283	0	283	▲8	275	13	288
水道	28	▲1	27	▲1	26	0	26	▲1	25	1	26
下水道	22	▲1	21	▲3	18	▲2	16	0	16	1	17
その他	22	▲5	17	3	20	2	22	3	25	▲1	24
公営企業計	308	12	320	27	347	0	347	▲6	341	14	355
総合計	931	▲1	930	10	940	▲17	923	▲22	901	10	911

	H18	対前年 削減	H19	対前年 削減	H20	対前年 削減	H21	対前年 削減	H22	対前年 削減	H23
病院を除いた場合	695	▲20	675	▲18	657	▲17	640	▲14	626	▲3	623



③ 部門別職員数の状況 (類似団体との比較)

	議会	総務	税務	民生	衛生	農林 水産	商工	土木	一般 行政計
類団平均 (A)	6	111	33	112	32	29	13	51	387
橋本市 (B)	5	90	35	126	57	31	12	59	415
差 (B) - (A)	▲1	▲21	2	14	25	2	▲1	8	28

(平成22年4月1日現在)

※類似団体：地方公共団体を人口と産業構造を基準にグループに分類したもの

※類似団体と比較して職員数が多い主な理由は、民生部門では直営の保育所が多く（超過人数21人）、衛生部門では衛生一般職員（超過人数18人）とごみ清掃関係職員（超過人数7人）が多いことによるものです。また、土木部門は土地区画整理事業を施行しているため、都市計画一般職員（超過人数10人）が多くなっています。

## 2. 第2次定員適正化計画の取り組み

### ① 基本的な考え方

計画策定にあたっては適正な職員数とすることにより、行政サービスの低下を招かないように努めます。

また、これまでの定員適正化の取り組みの成果や今後の職員の退職状況を踏まえ、事務事業や職員配置体制の見直しを行なうとともに、事務事業の委託、職員採用の抑制等により、更なる定員管理の適正化に取り組みます。

退職者補充については、退職者の職種に応じた補充ではなく、事務事業に応じた補充とし、勸奨退職、普通退職を加味しながら年度毎の平準化を図るものとします。

ただし、病院については、病院の企業性・経営をより重視した観点から定員管理を行なうべきものであることから、本計画の対象外とします。

### ② 計画期間

平成23年度から平成29年度まで（2年間延伸）

【改訂前】平成23年度から平成27年度まで

### ③ 年度別職員数の目標（各年度4月1日現在）（病院及び教育長を除く）

各年度の職員数の目標数値は、次表のとおりです。

平成28年度以降の目標職員数については、縮小・終了する事業や新たに実施する事業等を踏まえ、各部署の現在の配置人数を基準として、行財政改革の観点から可能な限り職員数の縮減に努めるとともに、業務量の増加に伴う必要な人員の配置についても十分配慮して、各計画年度の職員数の目標数値としました。

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
目標職員数	623	620	617 ※(552)	612 ※(547)	604 ※(539)	571	565
前年比	▲3	▲3	▲3	▲5	▲8	▲33	▲6
職員数 (実績)	623	613	608	590	577	—	—
前年比	▲3	▲10	▲5	▲18	▲13		—

※当初計画時（改訂前）は、消防が平成25年4月1日に広域消防となることを前提として協議中であったので、平成25～27年度の目標職員数には消防の職員数65人は含まれていませんでした。

## 3. 適正化計画推進方法

今後の定員管理については、自治体の実情に応じた取り組みが求められており、住民の信頼に支えられた行政を進めていくために主体的に定員管理に取り組んでいくものとします。

### ① 行政運営体制・事務事業の見直し

事務事業については、事務事業評価の推進や社会経済状況の変化などにより、役割

の終わった事業等や効果の少ないものなどは縮小・廃止します。また、業務の効率化や市民サービスの向上などが図れるものについては、民間委託等を積極的に推進します。

② 施設の管理運営、事務事業範囲の見直し

施設管理等の管理運営については、状況に応じて検討を行い委託等が可能なものの研究を進めるなど、全般的な業務の見直しを行います。さらに市が行うべき事務事業の範囲や市民と協働して実施する事業の範囲など、行政や市民などの役割についても見直しを行います。

③ 職員配置の見直しと業務応援・採用の弾力的対応

業務量の変化に連動した的確な人員配置や一定期間に事務が集中して繁忙となる場合などは、部内において弾力的な職員の応援体制の確保に努めます。

また、これまで育児休業者及び病気休業者の代替は、必要に応じて、臨時職員の任用により対応してきましたが、職員数の削減手法として、臨時・非常勤職員の活用を進めてきており、所属内で複数の休業者が生じると、正規職員への負担が大きくなっています。そこで、これからの定数適正化計画の進行管理に当たっては、前倒し採用等、休業者の対応のため検討を行います。